

MY安心ファミリー登録制度規約(2023年5月26日改定)

本規約は、明治安田生命保険相互会社（以下「当社」といいます）が運営・提供する「MY安心ファミリー登録制度」（以下「本制度」といいます）の利用に際しての取扱いを定めるものです。

第1条（制度趣旨）

本制度は、本規約第2条第1項に定める保険契約者等以外の方の連絡先を当社に登録することで、当社所定のお手続き時に、保険契約者等に対し迅速・確実な連絡を行なう制度です。

第2条（用語の定義）

1. 本規約において、当社所定の要件を満たす次の各号に定める者を「保険契約者等」といいます。
 - (1) 当社の保険契約における保険契約者
 - (2) 当社の保険契約の年金のお支払いにおける、年金開始後の年金受取人
 - (3) 当社の保険契約の保険金、給付金、年金のお支払いにおいて、すえ置支払いを選択した保険金等の受取人
 - (4) 第1号から第3号に定めるほか、当社が定める者
2. 本規約において、保険契約者等が連絡先として登録した者を「第二連絡先」といいます。ただし、保険契約者等自身を第二連絡先に登録することはできません。
3. 本規約において、第二連絡先が登録された保険契約を「登録済契約」といいます。
4. 保険契約者等が第1項第3号に該当する者である場合は、本規約を以下のように読み替えます。

本規約での表記	読み替え表記
保険契約	すえ置金
登録済契約	登録済すえ置金
普通保険約款	すえ置条項
保険証券番号	すえ置証書番号

第3条（情報登録）

1. 保険契約者等は当社が定めるところにより、保険契約ごとに第二連絡先を登録することができます。ただし、第二連絡先住所は日本国内住所に限ります。
2. 保険契約者等は第二連絡先に対し、当社からの連絡先照会に対し、保険契約者等の連絡先等の個人情報を開示することについて同意を与えることを要します。
3. 保険契約者等は本制度の利用にあたり、第二連絡先より、以下の事項について同意を得ることを要します。

- (1) 本制度を利用すること
- (2) 第二連絡先に関する情報として、以下の情報を当社へ開示・登録すること
 - ①氏名 ②生年月日 ③性別
 - ④住所 ⑤電話番号 ⑥（保険契約者等との）続柄
- (3) 当社から連絡を行なう場合があること
- 4. 保険契約者等は本制度の利用にあたり、被保険者から、被保険者氏名および生年月日を第二連絡先に対し開示することについて、同意を得ることを要します。
- 5. 登録済の第二連絡先情報が変更された場合は、第二連絡先の同意を得たうえで、保険契約者等がただちに当社に通知することを要します。

第4条（利用期間）

- 1. 第3条に定める第二連絡先情報を登録した時点で、当社は本制度の利用を開始します。
- 2. 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本制度の利用を停止します。
 - (1) 保険契約者等が当社所定の手続きにより、本制度の利用の停止を申し出たとき
 - (2) 保険契約者等が第二連絡先から第3条第3項記載の同意を得ていなかったとき
 - (3) 保険契約者等が被保険者から第3条第4項記載の同意を得ていなかったとき
 - (4) 保険契約者等または第二連絡先が反社会的勢力関係者であることが判明したとき
 - (5) 登録済契約について、解約・死亡保険金支払等により契約が消滅したとき
 - (6) 登録済契約について、保険契約者等の変更を行なったとき
 - (7) 登録済契約について、保険契約者と別の者が年金の受け取りを開始したとき
 - (8) その他当社が必要と認めたとき
- 3. 前項の規定（ただし（2）・（3）・（4）を除く）により利用を停止した場合でも、登録されていた第二連絡先情報を、第5条第1項第1号の場合や、保険契約者等および被保険者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において使用することがあります。

第5条（第二連絡先の利用）

- 1. 当社は本制度により、第二連絡先に対し以下の場合に連絡することがあります。
 - (1) 大災害発生時やご高齢の方などへの現況確認等において保険契約者等と直接の連絡が取れず、保険契約者等および被保険者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
 - (2) 以下の手続きにおいて、当社の知った保険契約者等の最終の住所を用いても保険契約者等および被保険者と連絡が取れず現況確認が必要な場合
 - ①満期保険金のお支払い ②年金のお支払い
 - ③すえ置保険金（満期時）のお支払い ④主契約更新（満了）時のお支払い
 - ⑤その他当社が必要と認めた手続き
 - (3) 当社保険商品のご紹介や当社所定のサービスのご案内

2. 保険契約者等が住所を変更したにもかかわらず当社へ通知をしなかった場合、当社の知った保険契約者等の最終の住所に発した通知は、第二連絡先利用の有無にかかわらず、普通保険約款規定に従い保険契約者等に到達したものとみなします。

第6条（保険契約者代理特約付加契約の場合）

保険契約者代理特約が付加された保険契約を当社と締結した場合、保険契約者代理特約条項第6条第①項に定める保険契約者代理人（以下「契約者代理人」といいます。）は、本規約第2条第2項に定める第二連絡先となり、本規約のすべての適用を受けます。ただし、本規約第7条および第8条に定めるとおり、契約者代理人に開示される契約情報の範囲は、契約者代理人でない第二連絡先と異なります。

第7条（第二連絡先への契約情報の開示範囲）

当社は本制度により、保険契約者等の権利行使を補助するために必要な場合に、第二連絡先に対し、契約の特定に必要な項目として、以下の情報を開示します。

- ①保険証券番号 ②保険契約者名 ③契約日 ④加入商品名

第8条（契約者代理人への契約情報の開示範囲）

契約者代理人に対して、以下の場合に保険契約に関するすべての情報（前条に定める「契約の特定に必要な項目」のほか、保険金等の受取人や保険料等の契約情報を含みます。）を開示します。ただし、被保険者のセンシティブ情報（傷病名・手術名・症状・治療内容・病院名等の情報をいいます。）を除きます。

- （1）契約者代理人から、保険契約者代理特約にもとづき契約者代理人が行なうことのできる手続き、または、本制度にもとづく保険契約者等の権利行使を補助するための手続き（以下「契約者代理人による正当な手続き」といいます。）の申し出があった場合
- （2）災害発生時および保険契約者等に連絡がとれない場合や、保険契約のご継続・維持管理等のための契約者代理人への定期的アフターフォロー等において当社が本規約第1条に定める制度趣旨の実現のために必要と認める場合（以下「契約者代理人への連絡が必要と認められる場合」といいます。）

第9条（当社の免責）

1. 保険契約者等が、本規約第3条各項に違反し、または、第3条第5項に定める登録情報の変更または修正に関する通知を行わなかったことにより、保険契約者等、契約者代理人、被保険者、その他の第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。
2. 当社所定の本人確認方法により、契約者代理人による正当な手続きとみなして当社が契約者代理人に回答した内容、および、契約者代理人への連絡が必要と認められる場合と認めて当社が回答した内容について、当社の責めに帰すべき事情がなければ、情報の盗用その他の事

故があっても、そのために保険契約者等、契約者代理人、被保険者、その他の第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

3. 第二連絡先から、本制度への加入および本制度の利用に際し、異議申立があった場合であっても、当社は一切関与することはありません。本制度を利用するにあたって、保険契約者等と第二連絡先との間において生じた紛議・紛争についても同様です。また、これらに起因して第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第10条（規約の変更）

1. 当社が当社のホームページ上における表示またはその他の方法により通知および当社が随時保険契約者等に対し連絡する追加規約は、この規約の一部を構成します。
2. この規約本文の定めと個別規約および追加規約の定めが異なる場合には、個別規約および追加規約の定めが優先します。
3. 本規約は、事前の承諾なしに変更することがあります。本規約を変更する場合、当社は、変更事項を通知もしくはホームページ等に表示します。

第11条（情報の利用）

当社は、保険契約者等の保険契約等の内容、第二連絡先に関する情報、本制度の利用に係る過程で知り得た情報を、本規約に定める事項以外に、必要に応じ以下の目的で利用いたします。また必要に応じ子会社・関連会社および提携先企業に提供し利用させることがあります。

- （1）各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （2）子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

第12条（その他）

本規約に特段の定めがない事項については、普通保険約款および特約・特則条項の規定を適用します。

以上